

# 精神医療オンブズマン制度の創設の経緯と制度の概要

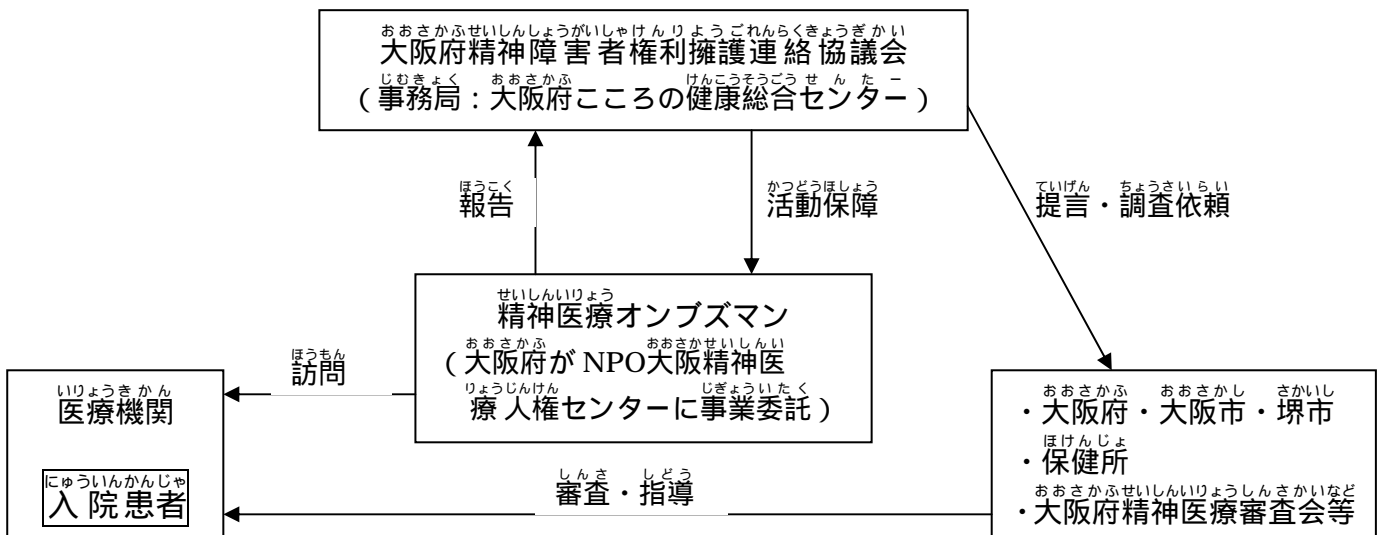
1997年（平成9年）に大和川病院事件がマスコミ等で大々的に報道され、同病院における精神障害者に対する人権侵害の実態が明らかになったことを受け、大阪府精神保健福祉審議会は、1999年（平成11年）2月、新たに「医療人権部会」を設置して、精神病院内における患者の人権尊重を基本とした処遇等につき集中的に審議し、2000年（平成12年）5月「精神病院内における人権尊重を基本とした適正な医療の提供と処遇の向上について」（意見具申）を大阪府知事に提出しました。

2001年（平成13年）2月、この意見具申を具体化するため、大阪府精神障害者権利擁護連絡協議会が組織され、その下に大阪府精神障害者権利擁護検討委員会が設置され、検討を続けた結果、「精神科病院内における入院患者の権利擁護システムの構築について」と題する提言を取りまとめ、この提言は、2002年（平成14年）9月大阪府精神保健福祉審議会承認されました。

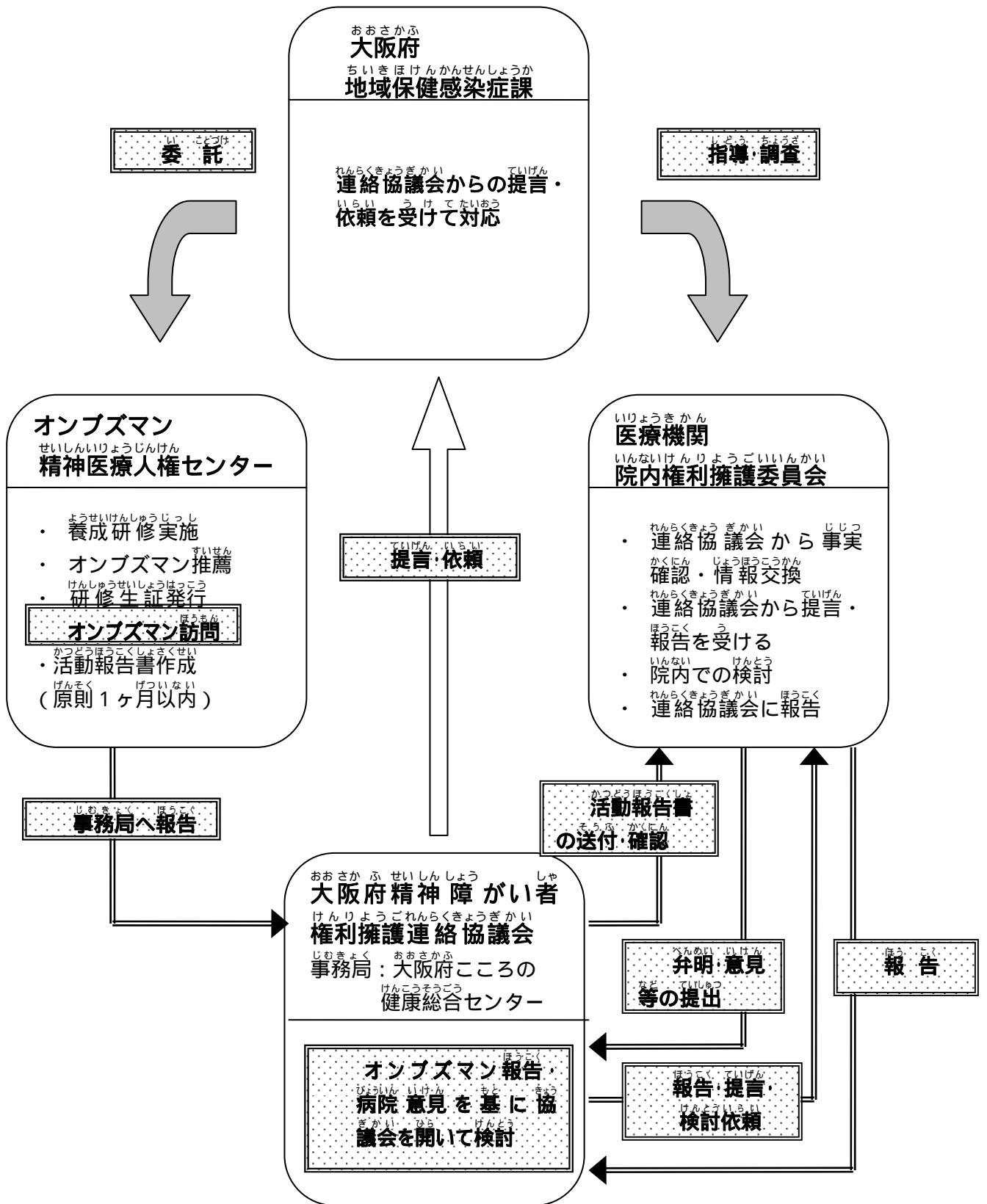
精神医療オンブズマン制度は、この提言に基づいて連絡協議会が設置し、その活動を保障するものです。

精神医療オンブズマン制度の実施にあたり、これまで「ぶらり訪問活動」を行ってきたNPO大阪精神医療人権センターが大阪府から事業委託を受け、オンブズマン活動を進めていくことになりました。

## [ 制度の概要図 ]



【 精神医療オンブズマン制度・流れと手順 】

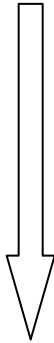


# 【流れと手順】

1. 委託



2. オンブズマン  
訪問



3. 事務局へ報告



4. 活動報告書の  
送付・確認



5. 弁明・意見等の  
提出



6. 連絡協議会  
での検討



7. 報告・提言  
依頼



8. 報告



9. 指導・調査

人権センターは、概ね2日前くらいに3枚セットのファックスで訪問先の病院へ連絡する

病院は、日程等調整ののち回答する

オンブズマンは療養環境の実情を知るため、午後約3時間程度病棟に滞在する  
オンブズマンはオンブズマン証(連絡協議会発行)を、研修生は研修生証(人権センター発行)を携帯している

訪問人数はオンブズマンと研修生とで合わせて約8名程度で、研修生の数はオンブズマンの数を超えない

病棟滞在后、約1時間程度病院側との懇談を依頼する

人権センターは訪問後、原則として約1ヶ月以内に連絡協議会事務局に「オンブズマン活動報告書」を提出する

人権センターからの「オンブズマン活動報告書」を連絡協議会事務局が病院へ送付し、事実確認及び意見等を求める

病院は報告に対しての弁明・意見等を連絡協議会事務局に送付する

連絡協議会事務局は疑問点等病院から実情を聴き、場合により病院を訪問し調整する

人権センターからのオンブズマン活動報告書、病院からの意見等文書 事務局からの報告を基に検討する (年に6回開催)

希望があれば、病院の出席も可能である

法規に反する行為等緊急を要する場合は、必要に応じて地域保健感染症課中心に対応する

連絡協議会は、病院に対し連絡協議会での検討内容を事務局を通じて報告すると共に提言等を行い、院内人権擁護委員会での検討を依頼する

連絡協議会は地域保健感染症課に対し必要に応じて施策提言・調査指導等依頼する

病院は院内人権擁護委員会で検討し意見を添えてその内容を連絡協議会に報告する

地域保健感染症課は指導・調査を実施する